



# 島根県報

平成21年8月14日（金）

第2,111号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（       "       ）	3
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	3

### 【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		4
不在者投票を行うことができる施設の指定		4
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		4

### 【公安告示】

島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定	（警 察 本 部）	5
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の規定 による医師の指定	（       "       ）	5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の 指定に関する規則の規定による医師の指定	（       "       ）	5

### 【正 誤】

平成21年7月21日付け島根県報号外第133号中	（道 路 維 持 課）	6
--------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第607号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
サン・フラワー診療所	松江市野原町585番地	平成21年 7 月 16 日
つむらファミリークリニック くみ小児科	出雲市渡橋町858番地 1	平成21年 8 月 1 日
株式会社 あすなる薬局	浜田市下府町94- 2	平成21年 8 月 1 日
ファーマシィ浜田センター薬局	浜田市浅井町867- 3	平成21年 8 月 1 日

**島根県告示第608号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
つむらファミリークリニック くみ小児科	出雲市渡橋町858番地 1	平成21年 7 月 31 日
あすなる薬局	浜田市下府町94- 2	平成21年 7 月 31 日

**島根県告示第609号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
メディカルカウンセリングセンター クリニック 学園通り	メディカルカウンセリングセンター クリニック 大竹	松江市学園南二丁目12番 5 号 HOYOパークサイドビル 1 F	平成21年 7 月 2 日

**島根県告示第610号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 草雲会	八束郡東出雲町 出雲郷493	通所介護	介護支援センター 和み館	安来市飯島町189-1	平成21年 8 月 1 日
社会福祉法人 草雲会	八束郡東出雲町 出雲郷493	介護予防通所介護	介護支援センター 和み館	安来市飯島町189-1	平成21年 8 月 1 日
株式会社 あす なる薬局	浜田市下府町94-2	居宅療養管理指導	株式会社 あすなる 薬局	浜田市下府町94-2	平成21年 8 月 1 日
株式会社 あす なる薬局	浜田市下府町94-2	介護予防居宅療養管理指導	株式会社 あすなる 薬局	浜田市下府町94-2	平成21年 8 月 1 日

## 島根県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	居宅介護支援	やすらぎ居 宅介護支援 事業所	在宅療養支 援センター あんしん	松江市大庭 町884-1	松江市上乃 木2丁目27 番21号	平成21年 7 月 1 日

## 島根県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う横田・安富地区安富工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧の期間

平成21年 8 月 14 日から21日間

## 3 縦覧の場所

益田市役所

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第27号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成21年 8 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141番地	平成21年 3 月 31 日
特別養護老人ホームやまゆり苑	出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成20年 3 月 31 日
介護老人保健施設せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年 3 月 31 日

**島根県選挙管理委員会告示第28号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成21年 8 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141番地	平成21年 4 月 1 日
特別養護老人ホームやまゆり苑	出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成20年 4 月 1 日
介護老人保健施設せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年 4 月 1 日
地域密着型特別養護老人ホームサテライト むらくも	仁多郡奥出雲町横田1063番地 1	平成21年 8 月 4 日
地域密着型特別養護老人ホームたまゆの杜	松江市玉湯町湯町1924番地 1	平成21年 8 月 4 日

**島根県選挙管理委員会告示第29号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成21年 8 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
養護老人ホーム浩生寮	松江市上乃木5丁目18番10号	名 称	養護老人ホーム花仙
		所在地	松江市玉湯町湯町1924番地1

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第85号

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

平成21年8月14日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1

### 島根県公安委員会告示第86号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成21年8月14日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
有田 茂夫	隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	

### 島根県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成21年8月14日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1

**正 誤**

平成21年 7 月21日付け島根県報号外第133号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第559号の表中	松江市古志町963番 1 地先から同町1386番地先まで	松江市古志町963番 1 地先から同町1386番 1 地先まで